四の二　第三十一条第四号の二の土堤の高さ

四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ

五・六　［略］

七　第三十一条第七号の土堤の堤面

17　簡易土堤の基準

一　［略］

二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配

二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ

二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ

四の二　土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

五・六　［略］

七　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

一　［略］

二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

［新設］

［新設］

五・六　［略］

七　第三十一条第七号の土堤の堤面

17　簡易土堤の基準

一　［略］

二　第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ

［新設］

［新設］

五・六　［略］

七　土堤の堤面の被覆の維持管理状況を目視により検査する。

一　［略］

二　簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

［新設］

［新設］